

鳥取県保健医療計画（平成25年4月） 概要

1 計画の概要

(1) 基本方針	この計画はすべての県民が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、疾病予防から診断、治療及びリハビリテーションに至る包括的、継続的かつ効率的な医療提供体制の確立を目指すものである。 <ul style="list-style-type: none"> ◆住民・患者の視点を尊重し、安心・安全で質の高い医療の効率的な提供体制の確立 ◆医療機関の役割分担・連携により地域において適切な医療サービスが切れ目なく提供される体制の確立 ◆保健・医療・介護（福祉）の連携のもとでの保健医療サービスの提供体制の確立 ◆保健医療の提供を支える医療従事者の確保
(2) 計画の位置づけ	医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定による医療計画
(3) 計画期間	平成25年度から平成29年度までの5年間 （現行計画：平成20年度から平成24年度までの5年間）

2 見直しのポイント

○従来の4疾病6事業対策に、新たに「精神疾患」を加え、5疾病6事業とした。

＊国の医療法施行規則の一部改正等によるもの。

（精神障がい者の地域移行の支援、精神科救急、うつ病対策、認知症対策 等）

○東日本大震災発生後の災害医療の体制整備等、「災害医療」を見直した。

（医療機関の業務継続計画の策定、原子力災害時に円滑な医療活動が実施できる体制整備、近隣府県との連携強化と広域的な連携体制の整備、広域搬送拠点設置に必要な医療資機材の整備と運営体制の整備 等）

○その他、前回計画改訂（平成20年4月）後の現状と課題を踏まえた内容を盛り込んだ。

- ・がん対策・・・肝がん対策、乳がん対策等を重点的に推進（鳥取県がん対策推進計画（案）より）
- ・脳卒中対策・・・回復期リハビリテーションの充実（特に東部）
- ・急性心筋梗塞対策・・・心疾患の専門病棟（CCU）の設置
- ・糖尿病対策・・・糖尿病医療連携登録医制度により、県民が安心してかかりつけ医療機関で初期診療が受けられる体制整備
- ・周産期医療・・・産婦人科、産科、小児科の医師、看護職員の確保策の推進
- ・救急医療・・・家庭内トリアージの手法を取り入れるため一般向け救急ハンドブック等の作成。ドクターヘリの広域連携運航体制を構築する中であり方を検討。病院のヘリポート整備等。
- ・医療従事者の確保と資質の向上
 - 医師・・・地域医療支援センターによる地域医療を担う医師のキャリア形成や医師不足病院の支援
 - 看護職員・・・看護職員養成数の増加、看護師養成機関の新設の推進
- ・医療機関の役割分担と連携・・・東部保健医療圏において県立中央病院を中核的な病院として充実させることによる高度急性期医療の実現、中部保健医療圏の高度な医療機能の充実と他圏域との連携の促進、西部保健医療圏での機能分担と一層の連携を推進

○できるだけ多くの県民、専門家、関係者の意見を聞くこととした。

第1章 計画に関する基本的事項

- 1 計画策定の趣旨、2 基本方針、3 計画の位置づけ、4 医療計画の期間（H25～H29）、
5 計画の推進体制、6 計画の点検及び見直し

第2章 鳥取県の現状

- 1 人口、2 人口動態、3 予防・保健に関する状況、4 受療の動向

第3章 第1節 疾病別・課題別医療提供体制の構築

- 1 がん対策、2 脳卒中対策、3 急性心筋梗塞対策、4 糖尿病対策、5 精神疾患対策
6 小児医療（小児救急含む）、7 周産期医療、8 救急医療、9 災害医療、10 へき地医療、
11 在宅医療

区分	項目	主な内容
1 がん対策	*がん対策推進計画を反映	
	○がんの予防の推進 ○がんの早期発見 ○がん医療の推進 ○医療機関の連携体制づくり ○がん登録の推進等	○がん予防のための生活習慣（禁煙、食生活、運動習慣）の改善促進 ○がん検診及びがん精密検査受診率向上 ○放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進 ○がんと診断された時からの緩和ケアの実施 ○住み慣れた家庭や地域で療養できる在宅医療の推進 ○都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院等による連携体制の推進 ○院内がん登録、地域がん登録の推進
2 脳卒中対策	○脳卒中の発症予防 ○県内における脳卒中に関する医療提供体制 ・急性期の医療 ・回復期・維持期の医療	○搬送基準に基づく受け入れ体制の充実・強化 ○脳卒中の専用病床を有する専門的な医療を行う病院の整備の検討 ○回復期リハビリテーションの充実（特に東部） ○地域連携クリティカルパスの活用
3 急性心筋梗塞対策	○心疾患の発症予防 ○県内における急性心筋梗塞に関する医療提供体制 ○病院外等での救護	○心疾患の24時間対応のための循環器内科医師等の確保と医療機関の役割分担、連携 ○地域医療連携クリティカルパスの策定・活用 ○心疾患の専門病棟（CCU）の整備
4 糖尿病対策	○糖尿病の発症予防 ○県内における糖尿病の医療提供体制	○糖尿病医療連携登録医制度により、県民が安心してかかりつけ医療機関で初期診療が受けられる体制整備 ○地域連携クリティカルパスの策定 ○糖尿病予防対策検討会等による合併症の定期的な管理を含めた関係機関相互の連携強化

区 分	項 目	主 な 内 容
4 糖尿病対策		○歯周病と糖尿病の重症化予防のため、歯科医師の糖尿病に対する知識の啓発及び、歯科と内科での連携体制整備の推進
5 精神疾患対策		
1 全体	○治療・回復・社会復帰 ○精神科救急・身体合併症・専門医療	○患者の状態に応じ、アウトリーチ（訪問支援）等適切な医療を効率的に提供する体制の整備 ○精神障がい者の地域移行・地域定着の支援 ○身体合併症を有する患者を含む精神科救急患者に対し、24時間365日精神科救急医療が提供できる体制の確保 ○精神科救急医療機関と一般救急医療機関等との連携を促進 ○精神保健指定医の安定的な確保に繋げるため、精神科医の養成・確保の実施 ○身近な地域の医療機関で子どもの心に関する診療ができる体制
2 うつ病	○うつ病	○かかりつけ医と精神科医の相互連携強化 ○多様な抑うつ状態に対応した治療の普及啓発及び専門医の養成 ○精神科医の養成・確保 ○産業保健を通じた働き盛り世代へのメンタルヘルスケアの推進、うつ病対策、自殺対策の強化 ○睡眠キャンペーンを通じた睡眠の重要性に対する知識の普及
3 認知症	○認知症	○認知症疾患医療センターの指定、運営。 ○かかりつけ医の認知症対応力の向上、認知症サポート医の計画的配置、認知症疾患センターによる在宅医療を担当する機関等との連携強化 ○関係者間の情報を共有し、認知症医療の質を上げる認知症クリティカルパスの導入 ○「認知症サポーター」の養成等、引き続き県民への正しい知識の普及・啓発
6 小児医療 (小児救急含む)	○県内の小児救急医療の状況 ○県内の小児医療体制の状況	○軽症時の医療機関へのかかり方についての患者の保護者への普及啓発 ○医師の確保策の推進 ○小児救急電話相談事業の更なる周知 ○小児の高度医療に対応する専用病床の整備推進 ○効率的な小児科医療を推進するため中核小児科及び地域小児科センター設置を推進 ○障がい児が地域の生活の場で療養・療育できる医療、介護及び福祉サービスが相互に連携した支援体制の整備、強化
7 周産期医療	○県内の妊娠・出産 ○県内の周産期医療体制 ○療養・療育支援	○産婦人科、産科、小児科の医師、看護職員の確保策の推進 ○県下のハイリスク妊娠に対応するための連携体制の強化

区 分	項 目	主 な 内 容
7 周産期医療		<ul style="list-style-type: none"> ○長期入院児が早期にNICUを退院できるよう関係機関が連携した体制づくり ○災害時の交通手段や医療従事者の確保等 ○障がい児に対する適切な保健・医療サービスの充実
8 救急医療	<ul style="list-style-type: none"> ○病院前救護体制 <ul style="list-style-type: none"> ・病院前救護体制 ・県民等への応急手当の普及 ・ドクターヘリ、消防防災ヘリの活用 ○救急医療体制 <ul style="list-style-type: none"> ・初期救急医療体制 ・二次救急医療体制 ・三次救急医療体制 ○県民等への普及啓発 ○精神科救急 	<ul style="list-style-type: none"> ○メディカルコントロール体制の充実・強化 ○家庭内トリアージの手法を取り入れるため、一般向け救急ハンドブック等の作成。 ○勤務医の確保による二次救急医療体制の強化。 ○全県的に三次救急に対応する医師等確保 ○厚生病院の救命救急センターに準じる機能の充実と救命救急センター設置に向けての検討。 ○ドクターヘリの広域連携運航体制を構築する中でドクターヘリのあり方を検討 ○ドクターヘリのランデブーポイントや病院のヘリポートの整備の検討 ○適正受診、かかりつけ医の必要性について普及啓発
9 災害医療	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における医療体制 ○災害拠点病院 ○広域連携 ○広域搬送 ○災害派遣医療チーム（DMAT） <ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班等の派遣 ○災害時における医薬品等の円滑な提供 ○広域災害・救急医療情報システム 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害拠点病院の連携による訓練の実施。 ○災害拠点病院と地域の医療機関が連携して傷病者を受け入れる体制の構築推進。 ○医療機関の業務継続計画の策定及び策定後の適切な管理の促進 ○原子力災害時において円滑な医療活動が実施できる体制整備 ○近隣府県との連携強化と広域的な連携体制の整備 ○災害時に受入可能な県外病院の具体的検討。 ○広域搬送拠点設置に必要な医療資機材の整備と運営体制の整備 ○DMAT及び医療救護班の派遣の検証や体制の検討整備 ○広域災害・救急医療情報システムによる災害時の迅速な情報共有を行うため、訓練を実施し円滑な運用体制を推進
10 へき地医療	<p>(原則、第11次へき地医療計画に沿った内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○へき地の医療の確保 ○へき地の診療を支援する体制 ○医師の確保 ○看護職員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関への遠隔医療システムの導入促進 ○ヘリコプターの有効活用及び隣県等のドクターヘリの活用を検討 ○へき地医療拠点病院等へのヘリポートの検討 ○へき地医療支援機構におけるへき地医療対策の実施 ○へき地医療拠点病院を中心とした代診医の派遣体制等の充実
11 在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> ○県内の在宅患者の動向 ○県内の在宅医療体制の状況 ○県民への啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療に関わる機関の充実や連携の強化 ○患者の意向に沿った看取りができる環境づくり ○県民へ医療資源の情報提供

第3章 第2節 医療従事者の確保と資質の向上		
区分	項目	主な内容
1 医師	<ul style="list-style-type: none"> ○病院の勤務医の確保 ○県内勤務医師の支援 ○臨床研修医師の確保 ○医師の資質向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内勤務を変換免除条件とした奨学金の継続的实施と併せ、特定診療科の医師確保のための奨学金制度の一部改正と臨床研修医研修資金貸付制度創設 ○自治医大卒医師の県内定着の促進 ○鳥取県医師登録・派遣システム「鳥取県ドクターバンク」の充実 ○県内医療機関への就業を希望する医師に対する無料職業紹介の実施 ○地域医療支援センターによる地域医療を担う医師のキャリア形成や医師不足病院の支援 ○鳥大医学部附属病院ワークライフバランス支援センターと連携し、出産・育児などで離職した医師の復帰支援 ○県内外の医学生を対象とした、県内の医療機関での現場体験を含む地域医療体験研修の実施 ○鳥取県臨床研修指定病院協議会を通じた研修、指導能力の向上、学生への合同PR等 ○各種専門医の資格取得促進 ○県外の高度・専門的な病院での研修を希望する医師を、県内若手医師を指導する人材として養成するため、県職員に採用し派遣
2 歯科医師	<ul style="list-style-type: none"> ○歯科医師の臨床研修の充実 ○歯科医師の資質向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨床研修終了後の歯科医師の県内定着を促進するための研修プログラムの充実 ○各種専門医の資格取得促進 ○研修等への参加促進 ○訪問歯科診療等に習熟した歯科医の養成
3 看護職員(看護師・准看護師・助産師)	<ul style="list-style-type: none"> ○看護職員の確保 ○看護職員の資質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○看護職を目指す学生を増やす取組の推進 ○県内における看護職員養成数の増加 ○看護師養成機関の新設の推進 ○看護学生、助産師学生の卒業後の県内就業の促進 ○働き続けやすい環境の整備 ○潜在看護師の再就業の促進策の実施 ○認定看護師等の資格の取得促進 ○高度医療、医療安全等に関する各種研修会の開催
4 保健師	<ul style="list-style-type: none"> ○保健師間及び関係機関同士の連携強化及び資質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育を推進する者（育成統括者、初任者保健師教育サポーター等）の配置推進 ○保健師現任教育ガイドラインの作成とそれに沿った研修等実施
5 薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> ○薬剤師の確保及び資質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○県薬剤師会を中心とした薬学部生の実習受入促進、本県出身学生や県外就業者向けのUターン増加対策、未就業者の復職支援対策等の実施 ○鳥取県薬剤師会を中心とした薬剤師の資質向上の教育、研修の充実

第3章 第2節 医療従事者の確保と資質の向上		
区分	項目	主な内容
6 理学療法士 ・作業療法士・ 言語聴覚士	○理学療法士・作業療法士 ・言語聴覚士の確保及び 資質の向上	○「理学療法士等修学資金」の貸付の継続による県内 就業促進 ○教育委員会と連携しながらの進学指導を通じた中学、 高校生等への意識啓発活動の実施
7 歯科衛生士 ・歯科技工士	○歯科衛生士、歯科技工士 の確保及び資質の向上	○歯科衛生士、歯科技工士の県内の就業の促進及び研 修等を通じた資質の向上
8 救急救命士	○救急救命士の資質向上	○救急救命士の病院実習が受け入れられやすい環境を整備 し、研修及び病院実習等を通じた資質の向上
9 その他保健 医療従事者	○その他の保健医療従事者 の確保及び資質の向上	○県内定着の促進及び研修等を通じた資質の向上（診療 放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、栄養士、精神保健福 祉士、看護業務補助者、医療ソーシャルワーカーなど）
10 介護サービ ス従事者	○介護サービス従事者の確 保及び資質の向上	○研修及び離職防止のための取組を進め、介護に従事 する職員の確保及び質の向上。

第3章 第3節 課題別対策	
1 医療安全対策 ・医療安全対策の推進及び医療相談体制の強化 ・院内感染対策 ・医療機関への立入検査の強化	2 結核・感染症対策 ・予防接種の推進 ・エイズ、性感染症対策の推進 ・結核対策の充実 ・新型インフルエンザ等その他感染症対策の強化
3 臓器等移植対策 ・移植医療に関する理解の促進 ・臓器提供意思表示カード等による意思表示につ いての意識啓発	4 難病対策 ・難病医療ネットワークの構築 ・疾病の状態等を把握し、適切な指導と各種サー ビスの推進
5 歯科保健医療対策 ・医療連携体制の充実 ・正しい歯科保健知識の普及啓発 ・歯科健診、歯科相談の体制整備	6 血液の確保・適正使用対策 ・献血への理解と協力の促進 ・血液製剤の安定供給及び適正使用の徹底
7 医薬品等の適正使用 ・医薬品製造業者等への立入 ・医薬品の効用等の情報提供 ・かかりつけ薬局の普及啓発	8 医療に関する情報化 ・県民への医療機能情報の提供 ・医療に関する情報化の推進
9 医療機関の役割分担と連携 ・地域の実情に応じた医療提供機関の連携の推進 ・緩和ケア病棟の整備 ・医療機関の役割に応じた整備の推進 ・東部保健医療圏において、県立中央病院を中核 的な病院として充実させることによる高度急性 期医療の実現 ・中部保健医療圏の高度な医療機能の充実と他圏 域との連携の促進 ・西部保健医療圏での機能分担と一層の連携の推 進	

第4章 基準病床数

1 保健医療圏の設定

一次保健医療圏・・・市町村

二次保健医療圏・・・東部保健医療圏、中部保健医療圏、西部保健医療圏

三次保健医療圏・・・県全域

2 基準病床数

(1) 療養病床及び一般病床（各保健医療圏ごとに設定）

圏域名	基準病床数	既存病床数 (H25.4.1現在)	前計画の基準病床数
東部保健医療圏	2,297 床	2,697 床	2,667 床
中部保健医療圏	927 床	1,330 床	1,117 床
西部保健医療圏	2,441 床	2,786 床	2,367 床
県 計	5,665 床	6,813 床	6,151 床

(2) 精神病床、結核病床、感染症病床（県域で設定）

病床種別	基準病床数	既存病床数 (H25.4.1現在)	前計画の基準病床数
精神病床	1,729 床	1,966 床	1,853 床
結核病床	21 床	34 床	34 床
感染症病床	12 床	12 床	12 床

※医療法施行規則30条の30の規定により算出

第5章 地域保健医療計画

地域保健医療計画は、二次医療圏ごとに地域における保健医療提供体制を記載。

○東部医療圏保健医療計画

○中部医療圏保健医療計画

○西部医療圏保健医療計画